

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正する規則を  
公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第126号

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正す  
る規則

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を次のように改正  
する。

第2条第1号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設（以下「情緒障害児短期治療  
施設」という。）に入所の措置をされている者

第5条第1項各号列記以外の部分中「児童養護施設の」を「児童養護施設若しくは情緒  
障害児短期治療施設の」に改める。

第1号様式注以外の部分中「若しくは」を「，情緒障害児短期治療施設若しくは」に改  
める。

第2号様式注1中「児童養護施設」の右に「若しくは情緒障害児短期治療施設」を加え  
る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)